

平成18年2月28日

各位

会社名 株式会社 新生銀行
 代表者名 代表執行役社長 ティエリー ポルテ
 (コード番号 : 8303 東証第一部)

ストックオプション(新株予約権)割当に関するお知らせ

当行は、平成17年6月24日開催の当行第5期定時株主総会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21に基づき決議いたしました新株予約権の発行について、平成18年2月28日開催の取締役会において下記のとおり第11回および第12回の新株予約権発行を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

	第11回	第12回
新株予約権の発行日	平成18年3月1日	
新株予約権の発行数(新株予約権1個当りの目的となる株式数は1,000株)	53個	19個
	いずれも上限。発行数は平成18年3月1日に確定する	
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 53,000株	当社普通株式 19,000株
	いずれも上限。株数は平成18年3月1日に確定する	
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権行使に際して払い込むべき1株当りの金額(行使価額)	平成18年3月1日に確定する	
新株予約権の行使により発行または移転される株式の総額	平成18年3月1日に確定する	
発行価額中資本に組入れる額	行使価額(平成18年3月1日に確定する。)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げた額とする。	
勧誘の相手方およびその人数	従業員 2名	従業員 2名
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月23日	平成19年7月1日～平成27年6月23日
新株予約権の行使条件	平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。	原則として平成20年7月1日以降行使可能とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。

【ご参考】 (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成17年5月24日
 (2) 定時株主総会の決議日 平成17年6月24日

以上